

経済・金融に関する言葉の解説 第5回は、「関税」です。

最近、関税についてのニュースが社会を賑わせています。関税とはどういう仕組みで、税率を上げ下げすることでどのような影響があるか、おさらいします。

関税とは、「輸入品に課される税」のことです。

例えば、日本の企業 A が X 国から 100 万円で果物を輸入しようとした時、20%の関税がかかるとすると、20 万円が関税となり、輸入するのに計 120 万円が必要になります。



関税は誰が払うの？

関税を払うのは、「その貨物を輸入する者」です。

上記の場合だと、日本の企業 A が関税を負担します。

もし、関税の税率が上がることになり、負担する金額も増えると、どのような影響が考えられるでしょうか。

企業が負担する金額が増えれば、企業は利益を確保しようと、商品の値上げをするでしょう。日本の消費者は、高い値段で商品を買うことになります。



ものが高くなるのは
いやだなあ…

確かに、消費者としては、輸入されてきた商品を安く買えた方がお得です。

しかし、輸入品が安く売られると、国内で同じ商品を作っている事業者は商品

が売れなくなり、競争に負けてしまうかもしれません。関税は、国内の産業を守る役割を持っています。



支払われた関税は、
誰が受け取るの？

支払われた関税は、輸入側の国（上記の場合だと日本）の税収となり、様々な使い道で使われます。



関税には長所も短所も
あるんだね。

関税を高く設定することは、輸入側の国内産業の保護になる一方で、輸出側は商品が売れず、不満を持つこともあります。貿易のバランスが悪くなり、摩擦を生む可能性もあります。

関税負担が対等になるように、自国も相手国と同水準の関税を課すことを、相互関税といいます。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

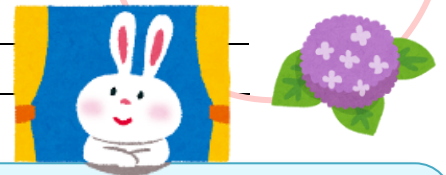
INDEX

- ◆ ネット通販の落とし穴、
知って安心！定期購入トラブルの事例をチェック
- ◆ 令和7年度消費者支援功労者表彰 決定！
- ◆ 新生活スタート後に気を付けたい消費者トラブル
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 経済・金融に関する言葉 ⑤関税 (宮城県金融広報委員会)

2025

June
6 月号

第183号



ネット通販の落とし穴

知って安心！定期購入トラブルの事例をチェック

ネット通販の落とし穴、知って安心！ 定期購入トラブルの 事例をチェック

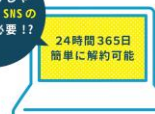
01

初回だけ500円

2回目以降は1万円

初回は安く、
2回目以降が高額料金

02

電話だけじゃ
なくて、SNSの
登録も必要!?簡単に止められると
あったのに…
面倒な手続きが必要

03

特典を付けたら、
途中解約が出来ない
内容になっていた

これって1回限りじゃない!? / 購入申込前の確認ポイント

! 1回限りの購入? 継続的な購入?

! 継続的な購入の場合、回数は?
解約しないとずっと続く?! 継続的な購入の場合、
総額や一定額での支払額は? ※※継続的な購入の場合、1回目の商品価格は安くても、
2回目以降の商品価格が高いため、2回目以降の商品価格や
総額をしっかりと確認しましょう。

! 解約方法・条件や返品方法・条件は?

! 支払時期や引渡時期は? ※

※継続的な購入の場合、2回目以降の商品は前回の商品が届いてから
何日後に届くか、後払いの場合は、商品が届いてから何日以内に
支払うのが必要かを確認しましょう。

最終確認画面の表示内容をスクリーンショットで保存しておきましょう。

通信販売で困ったことがあれば
消費者生活ホットライン 1188 にすぐご相談ください。消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤサン

令和 7 年度消費者支援功労者表彰 決定！

消費者庁では、消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として【消費者支援功労表彰】を実施しています。

今年度は、全国で個人 19 名・団体 3 件が【ベスト消費者サポーター章】を受章し、宮城県からは下記の方が選出されました

【ベスト消費者サポーター章】

＜ベスト消費者サポーター章とは？＞…消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績があった個人や団体に消費者庁長官から贈られるものです。

三野宮 きくみ さん

★栗原市消費生活専門相談員

★築館簡易裁判所民事調停委員

29年にわたり、栗原市（旧栗駒町）の消費生活相談員として相談業務に従事されています。消費者被害防止のための講座・セミナーでは、若者、高齢者、要配慮者の支援者など、様々な立場の方に沿った講座内容を作り上げるとともに、自ら講師を務め分かりやすく情報発信をし、地域の消費者教育に大きく貢献しています。また、社会福祉士や福祉関係団体との連携協力関係を築き、高齢者や障害者の被害防止に尽力されました。

新生活スタート後に気を付けたい消費者トラブル

●知らない事業者がいきなり！？

“訪問販売”トラブル

✓不要であればきっぱり断る！

✓クーリング・オフ
できる場合も！



●ネット回線などの “通信契約”トラブル

✓料金プランやサービス内容をよく確認！



●新生活でも気を付けたい “もうけ話”トラブル

✓うまい話に
飛びつかない！



消費生活センターからのお知らせ

昨年放送された消費生活センターの動画広告が、
【第55回仙台広告賞テレビ部門：金賞】を受賞いたしました。



各動画はQRコードからご覧いただけます

6月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
6/1	2	3	4	5	6	7
休	○	○	○	○	○	○
8	9	10	11	12	13	14
休	○	○	○	○	○	○
15	16	17	18	19	20	21
休	○	○	○	○	○	○
22	23	24	25	26	27	28
休	○	○	○	○	○	○
29	30					
休	○					

- 宮城県消費生活センターの6月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- 毎週日曜日・祝休日はお休みです。
- 消費者ホットライン「188」に
お電話いただくと、お近くもしくは、
開所している市町村や、
都道府県の消費生活相談窓口に
つながります。



出典：消費者庁イラスト集

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談！

最寄りの消費生活相談窓口につながります。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。



宮城県消費生活センター
☎022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター

☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター

☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0226-22-7000



電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



X(旧 Twitter)

やってます



©宮城県・
(株)旭プロダク
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。